

日本のみなまぐろ漁業管理状況  
Domestic management of SBT fisheries in Japan

概要：

日本は2006年漁期より新たなミナマガロ管理制度を導入した。本文書は、2006年漁期における日本のみなまぐろ漁業管理（新たな管理制度を含む）の実施状況について記述する。

Abstract:

Japan introduced the new management system in the SBT fisheries from 2006 fishing season. This document explains implementation of Japanese domestic SBT management, including the new system, in 2006.

本文：

2006年漁期（～2007年3月31日）より、我が国は、既存の管理制度（例：取締船の派遣、VMSによるモニタリング）に加え、漁船別漁獲割当、採捕したミナマガロへのタグ装着の義務化、指定港水揚げ（水産庁漁業監督官による全量検査）、違法に採捕したミナマガロの所持販売禁止を内容とする新たなミナマガロの管理制度を導入した。

2006年漁期における日本のみなまぐろ漁業の管理状況の概要は以下の通りである。なお、2006年に漁期に漁獲され、未だ洋上にあり水揚げされていないみなまぐろも存在するが、2007年4月12日時点で、2006年漁期の違反は発見されていない。

1. 取締船の派遣

2006年漁期に、我が国は3隻の取締船（洗星丸、うめさと、みはま）を公海上のみなまぐろ漁場に派遣。3隻で合計13ヶ月の洋上取締を行い、漁船別割当量に対する割当消化率、航路、水揚げ予定等を検査・聴取し、RTMPによる報告及びVMSデータ等とクロスチェックを行った。

2. VMSによるモニタリング

漁船別割当船を保持する142隻より、毎日一回の位置情報をVMSにより取得しモニタリングを実施した。VMSによる位置情報は水産庁遠洋課においてリアルタイムで管理している。

### 3. 指定港における水揚げ検査

2006年漁期に我が国で水揚げされたみなみまぐろに関しては、水産庁漁業監督官が全個体・全量を検査した。具体的には、各個体に取り付けられたタグの番号を確認し、RTMPの情報とクロスチェックを行っている。2006年漁期に漁獲され、2007年3月末までに指定港8港で水揚げされた、みなみまぐろは合計118隻分2843トンであった。全船、割当量を超えることはなかった。

### 4. 違法に採捕したミナミマグロの所持販売禁止

8～9月に、清水及び築地においてみなみまぐろ流通業者に対して、罰則規定（違反者は2年以下の懲役、最高50万円以下の罰金、違反業者の公表）を含む新たなみなみまぐろ管理制度の説明を行い、本制度への遵守を求めた。